

汚泥の再資源化率が大幅に向上

泥土リサイクル協会

中堅技術者の研修会を開催



野口真一事務局長

(二社)泥土リサイクル協会(愛知県稲沢市、木村孟理事長)は2月19日、泥土リサイクルを担う若手技術者を対象に中堅技術者スキルアップ研修会を開催した。ゼネコンなどを中心に約40人が参加。講師を務めた野口真一事務局長は「当協会を創立した15年前は、建設汚泥の再資源化等率は75%程度だった。2018年度建設副産物実態調査では95%と、汚泥の特性からいえば最



研修会の様子

終処分せざる得ないものもあり、ほぼ100%に近い結果となった。国へ特定建設資材に指定してもらえよう訴えていくことも確保し、リサイクル

生場所、土の強度・含水によって異なる分類を丁寧に解説した。続いて、建設汚泥を処理したものを自ら利用するために」と題し講演。排出事業者(排出側工事の元請業者)

資材の質の向上を推奨する」と述べた。はじめに建設発生土における泥土の位置付けを解説。水などを用いて掘削する工法等から発生する掘削物は建設汚泥にあたるが、各自治体や工事の種類・発生場所、土の強度・含水によって異なる分類を丁寧に解説した。

が自ら利用する場合、現場内での利用も含め、建設汚泥の発生工事とその再生品の利用の場合同一として▽発生場所と同一敷地内▽発生場所の公道を挟んだ隣接敷地内▽発生場所以外の工事利用——を挙げた。自ら利用は、所轄の自治体への届出を必要としない制度だが、不適正処理事を懸念し、条例で届出や許可等を必要としている地域もある。

現場内での利用も含め、建設汚泥の発生工事とその再生品の利用の場合同一として▽発生場所と同一敷地内▽発生場所の公道を挟んだ隣接敷地内▽発生場所以外の工事利用——を挙げた。自ら利用は、所轄の自治体への届出を必要としない制度だが、不適正処理事を懸念し、条例で届出や許可等を必要としている地域もある。

一方、同協会が18年に実施した自治体向けアンケート調査によると、約7割が届出不要としており、どのよう

に実態を掌握するかが課題とした。自ら利用を推進するには、建設資材として「客観的価値」が認められることが必要と述べ、そのために「利用用途が明確」「要求品質に適合」「トレーサビリティの確保」が重要だとした。また、実際の工事において、建設汚泥処理物を計画と異なる用途や品質で使用した場合、産業廃棄物であったものと判断されることを強調した。

その他、「建設汚泥・浚渫土砂・津波堆積土等の高含水泥土の先駆的な利用事例」を解説し、盛況のうちに幕を閉じた。

その他、「建設汚泥・浚渫土砂・津波堆積土等の高含水泥土の先駆的な利用事例」を解説し、盛況のうちに幕を閉じた。